

「戸田市都市公園条例の全部改正(案)」

意見募集期間

令和7年10月6日 から 令和7年11月5日 まで

概要

これまで本市の都市公園の管理については、戸田市都市公園条例に基づき実施してまいりましたが、本条例の対象となっていない都市公園以外の公園（児童遊園地や緑地等）についても条例の対象とし、管理手法の統一化を図ることで、これまで以上に効果的かつ効率的な管理運営を実施することを目指しております。

今回の条例改正は、市内全ての公園を条例の対象に拡大することで、条例に基づく今まで以上に適切な管理の実施を目指すとともに、公園管理の効率化や一層の賑わい創出のための包括的な指定管理者制度の導入検討に向け、条例の整理を行うことを主たる目的として行うものです。

また、当該改正に併せ、有料公園施設等にかかる規定の見直しやその他軽微な修正を予定しています。

市民生活への影響

都市公園以外の公園を条例の対象とすることで、公園への許可のない占用や不法投棄、迷惑行為等に対し、条例に基づいた指導等ができるようになり、これまで以上に適切な公園管理を実施することが可能になります。

また、都市公園以外の公園について、指定管理者による管理が実現した際には、指定管理者による効率的な公園管理や指定管理者の独自性を活かした魅力ある公園づくりが期待できます。

なお、都市公園以外の公園が条例の対象となることで、都市公園以外の公園における公園内行為許可、公園施設の設置管理許可、工作物等の占用許可が条例に基づく許可申請の対象となり、使用料や占用料が発生することとなります。

